

業務委託費内訳書の取扱いについて

愛媛県では、入札に際して提出を義務付けている業務委託費内訳書について、次のとおり取り扱っていますので、十分に御理解のうえ、入札に参加してください。

記

1 提出対象業務委託（令和2年6月1日以降に入札公告又は指名通知するもの。）

予定価格が500万円を超える建設工事に関する調査、測量及び設計業務（愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱の対象（土木部が発注するものに限る。))のうち、標準的な歩掛がないため過半に業者見積りを使用して設計金額を積算した業務委託。

2 提出時期

入札公告若しくは入札通知書で指定する日時までに、入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。入札時に業務委託費内訳書を提出できないときは、入札書を無効として、開札しない。

なお、やむを得ない事由により紙入札による場合は、電子入札の入札期間内に、発注者が指定した場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したのものに限る。）により、入札書と併せて提出すること。

3 業務委託費内訳書の様式、記載内容

入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県が示した様式に金額を記載した業務委託費内訳書を提出すること。

なお、金額が記載されていないなど業務委託費内訳書の記載内容に不備があるときは、業務委託費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

- (1) 業者名、業務名の記載確認
- (2) 金額の記載確認
- (3) 入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していることの確認

4 その他

業務委託費内訳書の様式が複数のシートにより構成されていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。